

冷暖房運転に伴う冷温水機付帯設備保守点検業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

冷暖房運転に伴う冷温水機付帯設備保守点検業務

(2) 業務場所

京都府城陽市中芦原 1 - 4
京都府立城陽支援学校

(3) 委託契約期間

契約日から令和 2 年 3 月 19 日まで

(4) 業務概要

建築基準法第8条に基づき、冷温水機の冷房及び暖房運転への切替に伴う、冷温水機付帯設備（冷却塔・冷温水ポンプ・冷却水ポンプ・エアハンドリングユニット）の機能を常に良好な状態に保ち、安全かつ円滑な運転を維持することを目的に保守点検を行う。

(5) 対象設備

対象設備名	台数	型 式	備 考
① 冷却塔	2	三菱 HT-113MQ-RH 三菱 HT-163MQ-RH	冷却能力465KW 冷却能力697.7KW
② 冷温水ポンプ	3	トリシマ CFR-65-200 トリシマ CER=80-200 トリシマ CER-65-250	
③ 冷却水ポンプ	2	トリシマ CFR-80-250 トリシマ CER-100-315	
④ エアハンドリングユニット	3		各階に設置

(6) 業務項目及び作業内容

ア エアハンドリングユニット及び冷温水ポンプ保守点検（6月・10月実施）

項 目	作 業 内 容
① エアハンドリングユニット保守点検	① エアフィルター洗浄及び点検 ② 送風機のモーター・Vベルトの点検及び調整 ③ サーモスタットの切替
② 冷温水ポンプ保守点検	① 外観点検 ② 電気機器点検（絶縁測定及び操作開閉器・電磁気接触器点検含む） ③ 電圧・電流測定 ④ 振動・騒音点検 ⑤ 吸込圧力計・吐出圧力計の破損及び汚れ点検及び誤差確認 ⑥ モーターケーシング・軸受温度確認 ⑦ カップリングセンターチェック ⑧ グラント部水漏れ量点検 ⑨ ハルブ開閉点検 ⑩ 配管フランジ・継ぎ手部水漏れ点検

イ 冷却塔保守点検（6月・8月・10月実施）

項 目	作 業 内 容
① 冷却塔保守点検	① 水槽内点検及び清掃・排水 ② 槽内ストレーナー点検・清掃 ③ 電気機器点検（絶縁測定及び操作開閉器・電磁接触器点検含む） ④ ファン点検 ⑤ ファンベルト又は減速ギア点検 ⑥ 散水装置点検

項 目	作 業 内 容
	⑦ホールタップ点検（6月・8月のみ） ⑧充填材・サクシヨングリル点検（6月・8月のみ）

ウ 冷却水ポンプ保守点検（6月・8月・10月・1月実施）

項 目	作 業 内 容
①冷却水ポンプ	①外観点検 ②電気機器点検（絶縁測定及び操作開閉器・電磁気接触器点検含む） ③吸込圧力計・吐出圧力計の破損及び汚れ点検及び誤差確認（6月・8月のみ） ④カップリングセンターチェック ⑤グラント部水漏れ量点検（6月・8月のみ） ⑥バルブ開閉点検 ⑦配管フランジ・継ぎ手部水漏れ点検 ⑧電圧・電流測定（6月・8月のみ） ⑨振動・騒音点検（6月・8月のみ） ⑩モーターケーシング・軸受温度確認（6月・8月のみ）

エ 冷暖房運転中保守点検（8月・1月実施）

項 目	作 業 内 容
①エアハンドリングユニット保守点検	} 作業内容はア項目と同様
②冷温水ポンプ保守点検	

2 業務の実施

- (1) 本仕様書に基づき、適正な点検及び保守を実施すること。
- (2) 本業務は、事前に委託者と協議し承諾を得た日時を実施すること。
- (3) 業務完了後は業務報告書を作成し、速やかに委託者に提出すること。
- (4) 業務実施し機器等に異常を認めた場合は速やかに委託者に報告するとともに、修理及び取替の必要を認めたときは、委託者に見積書の提出を行うものとする。
- (5) 受託者は、定期保守のほか、緊急保守として委託者の要請によりその都度受託者の技術職員を派遣し、保守点検・修理を行うものとする。

3 注意事項

- (1) 受託者は、業務関係者に作業衣・腕章等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。
- (2) 業務実施に当たっては生徒及び教職員が在籍する学校であるということを十分に認識し、特に安全に配慮すること。また、火災、盗難その他の事故が発生することのないよう十分注意すること。
- (3) 業務実施中に建物・設備・物品等を損傷したときは、受託者の責任において原状を回復すること。

4 その他

この仕様書に定めがない事項で疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議において定めるものとする。